

第六十七号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項及び別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年二月二十六日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用することができる事務として生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加する等したいので、この案を提出するものである。

第六十八号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、カからナまでをヨからラまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 小型射出成形機

一時間 一、九一〇円

別表第一第一号の表第二項中チを削り、リをチとし、又からヨまでをリからカまでとし、同表第五項中ワを削り、カをワとし、ヨからソまでをカからレまでとし、ツを削り、ネをソとし、ナからヤまでをツからオまでとし、その次に次のように加える。

ク アルコールアナライザ

一時間 四八〇円

別表第一第一号の表第五項中マをヤとし、ケからキまでをマからサまでとし、同表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからウまでをカからムまでとし、同表第八項中レを削り、ソをレとし、ツをソとする。

(9) F T N M R 装 置による 分析	液体試料測	一時間	八、四〇〇 （一時間を増 ごとに六、〇 〇円を加える。
	固体試料測	一時間	二九、四〇〇 （一時間を増
(8) X線マ イクロア ナライザ による分 析	試料分析	一試料 一測定	二九、六〇〇
	マッピング	一試料 一測定	三二、六〇〇
(7) I C P 発 光分析装 置による 分析	試料分析	一試料 一成分	九、六七〇 （一成分を増 ごとに一、五 〇円を加える。
	（一成分を増	一試料 一成分	一四、四〇〇 （一成分を増 ごとに二、〇 〇円を加える。

別表第二第一号の表第一項中

円 | 一 | 十 | 円 | 円 | 九 | 十 | 円 | 五 | 十 | 円 |

分析 置による NMR装置による 分析	(8) FT-NMR装置による分析	(7) X線マ イクロア ナライザ による分 析	(6) ICP発光分析装置 による分析
	液体試料測定	試料分析 マッピング	一試料 一成分
固体試料測定	一時間	一試料 一測定	九、六七〇円 (一成分を増す ごとに一、五九 〇円を加える。)
一時間	八、四〇〇円 (一時間を増す ごとに六、〇一 〇円を加える。)	三二、六〇〇円	
二九、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、〇一		二九、六〇〇円	

(16) X線回折装置による分析	(15) 熱分析装置による分析	(14) 赤外分光光度計による分析	(13) イオンクロマトグラフによる分析	(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	(11) 液体クロマトグラフによる分析	(10) ガスクロマトグラフによる分析	
一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	
九、七七〇	三、八八〇	四、七八〇	一四、八〇〇	二〇、三〇〇	五、五〇〇	九、八六〇	ごとに九、〇 〇円を加える。

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野元裕

提 案 理 由

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したので、この案を提出するものである。

第六十九号議案

埼玉県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項の規定により実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、埼玉県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年二月二十六日提出

埼玉 県 知 事

大 野 元 裕

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十四条第二項の規定により実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、埼玉県森林環境譲与税基金を設置したいので、この案を提出するものである。

第七十号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合するもの」に改める。

第六条第二項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十五条中「耐火建築物」の下に「又は令第一百十条及び第一百十条の二に掲げる基準に適合する建築物」を加える。

第三十五条を次のように改める。

（他の用途部分との区画）

第三十五条 建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、車庫等以外の部分のために設ける避難用出口を車庫等の内部に設けてはならない。

第三十六条中「及び前条第二号」を削る。

第五十五条第一号を次のように改める。

一 耐火建築物又は令第一百十条及び第一百十条の二に掲げる基準に適合するものとする。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の興行場等については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野元裕

提 案 理 由

建築基準法等の一部改正を踏まえ、高い延焼防止性能等を有する構造の校舎の教室等の出入口に関する基準を見直す等したので、この案を提出するものである。

